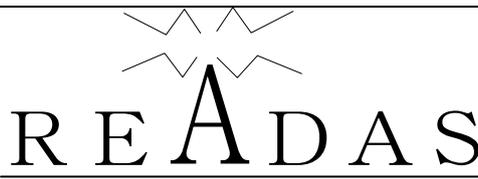


第 4366 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 11月 16日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 地ビールの製造免許

Q：地ビールを作ろうと思いますが、免許か何か必要ですか？

A：所轄税務署長の免許を受ける必要があります。

【解説】

お酒を製造しようとする場合は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければなりません。その免許を受けるに当たっては免許後1年間の製造見込数量が酒類の品目ごとに定められた一定の数量（最低製造数量）以上であることが要件となっています。

ビールの製造は、多額の設備投資を要することから、従来は2,000k1以上とされていたのですが、平成6年4月の酒税法改正により60k1に引き下げられ、現在では小口醸造のビール（いわゆる「地ビール」）の製造が可能となっています。

なお、ビールの製造免許を取得するには、年間60k1以上製造することのほか、次の要件のすべてを満たさなければなりません。

- ①申請者（法人の場合は、法人の役員及び製造場の支配人を含む）が、酒税法第10条第1号から第8号の規定に該当しないこと
- ②申請製造場が取締上不適当な場所でないこと
- ③申請者の経営の基礎が薄弱でないこと
- ④申請者がビールの製造について必要な技術的能力、十分な設備を備えていること

